

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による分別解体等に関する行政指導等の実施要領』の概要

目的（第1章） 分別解体等の適正な実施を促進

① 建設リサイクル法に係る指導、助言又は勧告及び命令について必要な事項を規定。

② 分別解体等からの一連の作業と、石綿等有害物質の処理を適正に確保するため、環境森林部等との連携について規定。

行政指導等（第2章）

4,5条 土木事務所長の責任の明記

- ◆土木事務所長(必要に応じて技術管理課長)が行政指導等を行う
- ◆情報共有のため土木事務所内会議の設置

6,8条 通常時

- ◆届出書等の補正の指示
 - ・代理者、代行者の位置付けを明確化
 - ・関係法令による所要の手続き等について注意喚起
- ◆分別解体等の計画等に関する命令等
- ◆届出済シールを位置付け

代理者：委任状必要
加筆・修正等が可能

 代行者：委任状不要
提出のみを行う者

7,9~13条 違反对応時

7条 無届け工事の取扱い

- ◆報告の徴収、立入検査を実施する旨を明記
- ◆不適切解体について、改善のために必要な措置を明記

9,10,11条 指導、助言・勧告、命令

- ◆分別解体等の適正な実施に関する指導、助言・勧告、命令

命令	『指導』の内容を明記 法で定める助言・勧告等によらない行政指導 (無届け、石綿等に係るもの、標識の掲示等)
助言・勧告	
指導	

12,13条 報告の徴収、立入検査

- ◆報告の徴収、立入検査の実施方法について明記
- ◆立入検査は、土木事務所と保健環境研究センターが合同で行う

環境森林部等との連携（第3章）

14,15条 通常時

◆組織の連携
◆届出書等の送付による情報共有

19条 パトロール

◆定期パトロールにおける連携

16~18,20条 違反对応時

◆違反事案等における連携
◆奈良労働局健康安全課等への情報提供
◆立入検査における連携

◆解体工事等に係る連絡調整会議

事務処理に必要な様式の整備